

後期基本計画

第1章 後期基本計画策定にあたっての3つの視点

地方創生の推進、人口減少の克服、さらに基本構想で定める「基本理念」、「都市の将来像」の実現に向けて、後期基本計画では、前期基本計画策定以降の社会経済環境の変化や国の地方創生などの方向性を踏まえ、今後のまちづくりで重視すべき方向性として、以下3つの視点を掲げ、これまでのまちづくりをより発展していくべく、取り組んでいくこととします。

1. スマートウェルネスみつけの推進【健幸（ウェルネス）の視点】

住んでいるだけで健やかに幸せに暮らせるまち「スマートウェルネスみつけ」の実現を、第5次総合計画で実現する都市の将来像に位置付け、前期基本計画の5年間においても、見附市のまちづくりの中心のテーマとして取り組んできており、その方向性は市民の皆さんからも評価いただいています。

人生100年時代が近づく中で、「健康長寿の実現」が、人間としての幸せの最も重要な要素であることから、今後も、全ての政策分野に「健幸（ウェルネス）」を取り入れた、「スマートウェルネスみつけ」の実現に向けたまちづくりを推進していきます。



2. SDGs 未来都市の実現【持続可能なまちづくりの視点】

2015年9月の国連総会で全会一致で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、世界共通の目標とされており、国や企業においてもSDGsの実現に向けた取り組みを推進しています。見附市では、これまで取り組んできた「スマートウェルネスみつけ」の実現に向けたまちづくりが、SDGsの方向性と合致しているとの評価を受け、令和元年7月に国より「SDGs未来都市」に選定されました。

SDGsは、分野ごとに17のゴールが設定されていますが、最もベースとなる理念は、自分（特定の分野）だけが良く、短期的に良いという考えではなく、誰一人取り残さない「持続可能なまちづくり」にあると考えています。

この考えのもと、全ての政策分野で「SDGs」のゴールを共有し、「SDGs未来都市」の実現に向けて取り組んでいきます。

3. Society（ソサエティ）5.0（※）の実現【デジタルテクノロジー活用の視点】

人口減少・少子高齢化をはじめとした社会課題が深刻化するなか、経済発展と社会的課題の解決を両立していくためには、AI・ICTなどのデジタルテクノロジーを最大限活用していく必要があります。

デジタルテクノロジーの活用は、人間が行ってきた作業が全てデジタルテクノロジーに奪われていくものではなく、人間でなくてもできることや、人間よりも効果を発揮する部分をデジタルテクノロジーに任せることで、新たな価値の創出や人と人との交流など、人間にしかできないことに注力していくための手段だと考えています。

この考えのもとに、誰もが人間としての幸せを実現できる、デジタルテクノロジーを活用した人間中心の社会「Society（ソサエティ）5.0」の実現を目指し、様々な政策分野において、デジタルテクノロジーを積極的に活用していきます。

（※） Society（ソサエティ）5.0…

IoT や AI などのデジタルテクノロジーを活用して、経済的発展と社会的課題の解決を両立し、人々が質の高い生活を送ることが出来る人間中心の社会。

【3つの視点イメージ図】



第2章 総合計画全体の体系

「基本構想」で定めた基本理念と都市の将来像を実現するために、具体的な取り組みを整理した「基本計画」をつくって施策を計画的に進めます。



基本構想			後期基本計画
基本理念	都市の将来像	基本目標	基本施策
住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ	スマートウェルネスみつけ	【基本目標１】 人と自然が共生し健やかに暮らせるまちづくり	日本一健康なまちを目指します
			だれもがいいきと暮らせるまちを目指します
			地域から始める地球環境保全に取り組みます
			花と緑のある暮らしの創出を目指します
		【基本目標２】 産業が元気で活力あるまちづくり	新しい産業づくりを推進します
			見附型地域産業の育成支援に取り組みます
			観光による地域経済の活性化を推進します
			雇用対策を推進します
		【基本目標３】 安全安心な暮らしやすいまちづくり	災害に強いまちづくりを推進します
			消防・救急体制を整備します
			地域の安全安心の確保に取り組みます
			歩いて暮らせるまちづくりに取り組みます
			利便性の高い交通体系づくりを推進します
			住みつながる環境づくりに取り組みます
			快適な住環境確保のため、ライフラインの充実に努めます
		【基本目標４】 人が育ち人が交流するまちづくり	子育て環境の充実に努めます
			たくましく生きていく「生きる力」を育成します
			地域の人材と資源を活用した教育の充実に努めます
			快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します
			ライフステージに応じた学びの環境づくりに取り組みます
			市民と行政の協働を推進します
			定住・関係・交流人口を増やす取り組みを推進します
		【基本目標５】 行政経営計画 (第８次行政改革大綱)	行政運営の見直しを進めます
			収入の確保に努めます
			支出の適正化に努めます
			計画の進行管理と適正な評価を行います

後期基本計画	9つの重点プロジェクト								
	1 新型コロナウイルス 感染症の克服	2 デジタル 技術の活用	3 賑わいの あるまち	4 ソーシャル の 高いまち	5 健康な 住まい 環境の 推進	6 地域の 包括的 ケアシ ステ	7 生きが いを持 てる 実	8 ふるさ との 魅力 を 磨	9 人口 ビジョ ンの 達成
主要施策									
①健康寿命を伸ばすための健康づくりを推進します	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②地域医療体制の充実を図ります	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○
①地域包括ケアシステムの体制づくりを推進します	○	◎	○	○	○	◎	○	○	○
②高齢者の社会参加を促進します		○		○		○	○	○	
③障がい者の自立支援に努めます				○		○	○		
④地域福祉の充実を図ります	○			○		○	○		
⑤人権意識の向上を図ります	○							○	
⑥だれもがICTを活用できる環境整備を推進します	◎	◎				○		○	
①循環型社会を目指し、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用を推進します				○	○			○	
②地球温暖化を抑制するため、省エネルギー・省資源化を推進します					○				
③自然と人々の生活が一体となるふるさとづくりに取り組みます				○	○			○	
①市民ぐるみの景観づくりを推進します			○	○	○		○	○	
②個性的な空間の整備を図ります			○		○				○
①新しい事業展開を支援します		○	○	○		○	○	○	○
②企業の立地と企業活動しやすい環境整備を推進します		○					○		○
①がんばる農林業者に対する育成支援に取り組みます	○	○		○			○	○	○
②がんばる商工業者に対する育成支援に取り組みます	◎	○	◎				○	○	○
①観光素材を磨き上げ観光の産業化を図ります		○	○	○			○	○	
②観光プロモーションの強化を図ります		○	○				○		
①就業支援を行います	◎	○					◎		○
②企業の人材確保を支援します	○					○	◎		○
①災害への対応能力の向上に努めます	○	○		○		○	○	○	
②災害に強い社会基盤整備を図ります	◎	○			○				○
①消防体制の充実を図ります				○				○	
②火災予防に取り組みます					○				
③救急・救助体制を充実します	○				○	○			
①安全安心な暮らしづくりに取り組みます			○	○	○				○
②危険空き家等の対策に取り組みます			○	○	○				
①コンパクトシティの形成と誘導に取り組みます			◎		○	○			○
②持続可能な集落地域づくりに取り組みます			○	○	○	○			○
③まちなかの賑わいづくりに取り組みます	○		◎	○			○		
④歩きたくなる快適な歩行空間を整備します			○		○				
①地域公共交通の利便性の向上を図ります		○	○		○	○			○
②安全な道路網の整備と維持管理を推進します		○	○		○				
①健康な住まい環境づくりを支援します			○		◎	○		○	◎
②世代に応じた住み替えを支援します		○			◎	○			○
①ライフラインなどの整備に努めます					○				○
②暮らしを守る雪対策を推進します		○		○	○	○			○
①仕事と子育てが両立できる環境を整備します	○	○	○	○	○		○	○	○
②安心して妊娠・出産できる環境を整え、子育て支援体制を整備します	○	○		○	○			○	○
①確かな学力の向上を図ります	◎	◎						○	○
②豊かな人間性と社会性の育成を図ります				○				○	○
③健やかな体の育成と体力向上を図ります								○	○
①地域連携の充実を図ります				○			○	◎	
②文化財の保護と活用に努めます				○				◎	
①多様なニーズに対応した教育支援の充実を図ります	○							○	
②安心安全で快適な教育環境の整備を進めます	◎	◎		○				○	○
①生涯学習を支援します		○		○				◎	
②芸術・文化の充実にも努めます	○		○	○				◎	
③市民一人1スポーツの実現に向けた取り組みを推進します	○		○	○		○		◎	
①地域自治を推進します		○	○	◎		○	○	○	○
②まちづくりへの市民参画を推進し、協働の仕組みをつくります		○	○	○		○	○	○	
③市民と行政との情報共有化を図ります		◎		○				○	
①定住する人を増やす取り組みを進めます	○						○	○	◎
②関係・交流人口拡大の取り組みを推進します	○	○	○	○				○	○
③国際交流を推進します				○				○	
①社会情勢に即した組織体制を構築します									
②民間活力の活用を推進します									
③事務事業の広域連携による効率化を目指します									
④定員管理及び給与の適正化を図ります									
⑤市民サービスの向上に努めます									
⑥公共施設等の適正化を図ります									
⑦ICTを活用し事務の効率化を図ります									
①税収の確保を図ります									
②受益者負担の適正化を図ります									
③公有財産を有効に活用します									
④新たな収入の確保を図ります									
①事務事業の見直しを図ります									
②公営企業・特別会計の財政健全化を推進します									
③公共調達の適正化を図ります									
①総合計画の進行管理を行います									

ゴール別設定数

SDGsの17のゴール																		
目標1	目標2	目標3	目標4	目標5	目標6	目標7	目標8	目標9	目標10	目標11	目標12	目標13	目標14	目標15	目標16	目標17	施策ごとの ゴール 数	
貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	パートナーシップ		
																		
																	4	
																		6
																	9	
																	3	
																	2	
																	3	
																	3	
																	2	
																	3	
																	4	
																	3	
																	3	
																	3	
																	3	
																	3	
																	6	
1	2	8	7	2	2	2	8	6	5	15	1	6	1	2	1	10		

【参考】持続可能な開発目標(SDGs)の概要



【参考】持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

目標1 (貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3 (保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4 (教育)	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5 (ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。
目標6 (水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7 (エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8 (経済成長と雇用)	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
目標9 (インフラ、産業化、イノベーション)	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10 (不平等)	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11 (持続可能な都市)	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12 (持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13 (気候変動)	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14 (海洋資源)	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15 (陸上資源)	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16 (平和)	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17 (実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第3章 重点プロジェクト

都市の将来像である『スマートウェルネスみつけ』を実現していくためには、市民や企業、そして行政などさまざまな力を最大限に発揮していくことが必要不可欠です。また、複雑化しているまちづくりの課題を解決していくためには、行政の複数部署にまたがる施策や事業を連携させた、総合政策として取り組んでいくことが重要となってきました。

後期基本計画においては、前期基本計画と同じく、基本的に行政分野別の施策を「基本目標」－「基本施策」－「主要施策」と体系的に整理するとともに、令和3年度から令和7年度までの5年間に於いて、総合的・重点的に取り組むべき事業を『重点プロジェクト』として施策体系に横串を刺した事業として示すことで、施策の関連性や位置づけ、方向性について、市民をはじめとした関係する皆さんと、担当に関わらず行政全体で共有し、力を結集していくものとします。

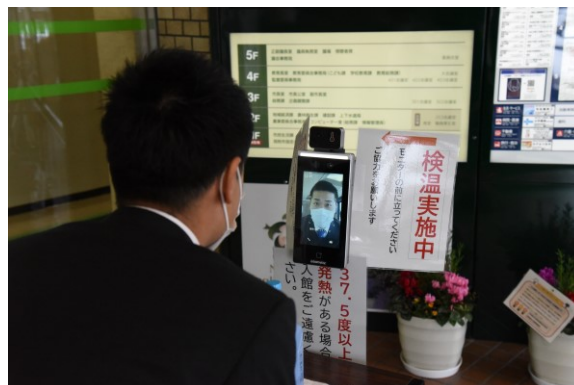
重点プロジェクト

1. 新型コロナウイルス感染症の克服
2. デジタルテクノロジーの活用
3. 賑わいのあるまち
4. ソーシャルキャピタルの高いまち
5. 健幸な住まい環境の推進
6. 地域包括ケアシステムの構築
7. 生きがいを持てる雇用と活躍の場の充実
8. ふるさとの魅力を磨く人材の育成
9. 人口ビジョンの達成に向けて
～若者に選ばれる・出産子育てしやすいまちづくり～

1. 新型コロナウイルス感染症の克服

令和元年末に発生した「新型コロナウイルス感染症」により、見附市においても、市民生活や地域の経済活動に大きな影響が出ています。「新型コロナウイルス感染症」の感染が全国に拡大する中、「新型コロナウイルス感染症」対策を見附市の最重要課題と位置付け、国や県の支援策とともに、市独自の対策・支援策を実施することで、「新型コロナウイルス感染症」の影響をできるだけ抑えるべく取り組んできました。今後も、「新型コロナウイルス感染症」によりダメージを受けた市民生活や地域経済の再生に向けて、感染防止対策、市民・事業者への支援などに取り組んでいきます。

また、「新型コロナウイルス感染症」の影響は長期間続くことが想定され、健康2次被害などの新たなリスクも懸念されています。感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けて、新しい生活様式を踏まえ、各種サービスのオンライン化や災害対応、医療体制の充実など、ウィズコロナ・アフターコロナに対応した環境整備を推進し、「新型コロナウイルス感染症」の克服を目指します。



2. デジタルテクノロジーの活用

A I、5 G、I o Tなどのデジタルテクノロジーが急速に進歩しています。人口減少・少子高齢化をはじめとした社会課題が深刻化するなか、経済発展と社会的課題の解決を両立していくためには、デジタルテクノロジーを最大限活用していく必要があります。

市役所業務においては、行政手続きのオンライン化などによる市民の皆さんの利便性向上や行政事務の効率化に向けて、デジタルテクノロジーを積極的に活用していきます。

また、行政以外にもデジタルテクノロジーの活用を普及していくために、企業などの事業活動や医療・介護など様々な分野への活用を後押しするとともに、市民誰もがI C Tを利用できる環境整備の取り組みを推進していきます。



3. 賑わいのあるまち

まちの賑わいを生み出すことは、人々の外出を促し、人と人との交流につながるなど非常に重要です。そのためには、多くの人が集まり、交流するための、魅力や利便性などを高めることが大切です。

これまでも、見附地区・今町地区のまちなかの賑わい交流拠点である、コミュニティ銭湯「みつけ 健幸の湯 ほっとぴあ」や大風伝承館などの施設を中心に、各種イベントの開催や地域コミュニティの活動など、市民、事業者、行政が力を合わせ、相乗的にまち全体が元気になるような取り組みを進めてきました。今後は、コンパクトシティの中心部として、これらの地区にJR見附駅周辺地区も加え、都市機能の集積をさらに進め、併せて公共交通も充実させるなど利便性を高め、住む人や足を運ぶ人を増やし、人と人が出会い、交流する賑わいのあるまちづくりを進めます。



4. ソーシャルキャピタル（※）の高いまち

人口減少・少子高齢化が進む中で、持続可能なまちづくりを進めていくためには、市民の皆さんのソーシャルキャピタルの高さに基づく、「共助」の仕組みを充実していく必要があります。

「共助」の仕組みの1つとして、平成18年から進めてきた、地域コミュニティの構築も平成30年に市内全域11の地域で設立が完了しました。これまで、地域住民が主体となる地域づくりに向けて、地域の確かな絆づくりと顔の見える関係づくりのためのさまざまな活動を進めてきています。今後も、「地域の課題は地域で解決する」という当初の理念の達成に向けて、地域の人と人とのつながる活動の支援を行うとともに、地域コミュニティ同士の連携強化を図るなど、さらなる質の向上を進めていきます。

さらに、市民のみなさんが自発的・主体的にまちづくりや地域活動に参加でき、地域や社会貢献への喜びや生きがいを感じることができるよう、さまざまな支援を行うとともに、サポート体制づくりを進めていきます。



※ソーシャルキャピタル…社会・地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念

5. 健幸な住まい環境の推進

これまで、花と緑のある景観や歩きやすい空間づくりなどに取り組み、快適で健康的に生活できる良質な住環境づくりを進めてきており、「住宅」を理由として転入される方が多いことから、住環境の良さが見附市の大きな強みとなっています。

また、断熱性能などの住宅の質と健康には密接な関係があることから、これまでも取り組んできた「健康住宅」の普及をより一層推進していく必要があります。

そのため、市が造成した住宅地「ウエルネスタウンみつけ」をモデルとして、断熱性能などに優れ、健康・省エネに配慮した住宅の建設や周囲の環境整備と合わせた優良な宅地整備を誘導することで、住環境の質の向上をさらに進めます。

また、子育て世代の人が広い家や自然のある環境で暮らすなど、それぞれのライフスタイルに合った理想の住環境を選んで生活できるようしくみづくりに取り組みます。



6. 地域包括ケアシステム（※）の構築

超高齢・人口減少社会にあって、高齢者のみ世帯や一人暮らしの高齢者が増加しています。団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、増加が予想される介護が必要な高齢者に対応するため、介護サービスの量の拡充をはじめ、介護・医療・保健・福祉の連携強化や、地域の関わりを強めていくことが求められています。

高齢となっても地域で安心して暮らすことができ、また、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるように、地域包括支援センター、介護施設等の整備のほか、医療・福祉の関係者による協議会や地域全体で高齢者を見守る体制等の構築、あわせて、介護予防や認知症の対策を強化していくなど、地域包括ケアシステムを構築し、高齢期にも安心して暮らせるまちづくりを目指します。



※地域包括ケアシステム…介護が必要になった高齢者などが、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」などの多様なサービスを一体的に受けられる支援体制のこと。

7. 生きがいを持てる雇用と活躍の場の充実

「しごと」は、そこに住み、生活するうえで、大変重要な要素です。特に、若い世代が安心して、やりがいを感じながら働くことができる、質を重視した働く場の確保や、子育てと就労を両立させることを重視した働き方や働く場を充実させていくことが重要です。また、高齢者が生き生きと豊かな生活を送るためには、これまでの経験を活かして、働くことをはじめ、さまざまな場面において社会に貢献しながら活躍し、そのことを周りの人々から評価してもらえることが大切です。

誰もが、生きがいを持ちながら働くことができる場と、社会の中で活躍することができる場の充実と働き方の充実に向けて、企業や各種団体と協力しながら取り組みを進めます。



8. ふるさとの魅力を磨く人材の育成

地域の魅力は、そこに住む人によって高まります。地域を愛する人が増え、さらに地域の魅力を磨いていくという好循環の創出を目指します。

そのために、まずは、自分の住んでいる地域を愛し、地域で生き生きと幸せに生活する人を増やしていく必要があります。そして、その姿を子どもたちや周囲の人に見せることで、地域を愛する人材の育成につなげていきます。

地域全体が連携した特色ある子育てや教育環境の充実、そして高齢者の地域活動への参加など、幅広い世代で地域に関わる人が増え、互いに学び合い地域への愛着を高めていくような取り組みを推進します。



9. 人口ビジョンの達成に向けて ～若者に選ばれる・出産子育てしやすいまちづくり～

持続可能なまちづくりを進めるためには、長期的な人口の展望とその目標をしっかりと意識して実現に向けた取り組みを進めることが重要です。

平成27年9月に策定し、令和2年度に改訂した「見附市人口ビジョン」で示した、令和7年における人口37,426人に向けて、年間出生数250人、年間人口純移動数40人増加（ターゲットとする年代ごとに20代20人、30代20人の増加）を目指して各種施策に取り組みます。

見附市の強みを活かしながら、まちの魅力を高め、住み良い、暮らしやすいまちづくりを進めることが、住む人を増やすことにつながります。中でも、住環境、仕事や子育て、教育など、市民の生活に直結する施策について、人口ビジョンの達成につながる施策であるとの意識を強く持ち、総合的、複合的に取り組みを進めるとともに、テレワークの普及などによる新たな人の流れも踏まえながら、まちの魅力を積極的・効果的に発信し、定住先として選ばれるまちづくりに取り組みます。



第4章 第2期見附市総合戦略

1 第2期総合戦略の位置付け

第2期総合戦略は、これまでの取り組みから明らかとなった出生数の減少や転入・転出数による社会動態の変動など諸課題に対する継続した取り組みと第1期総合戦略以降の社会経済状況の変化を踏まえた計画とします。

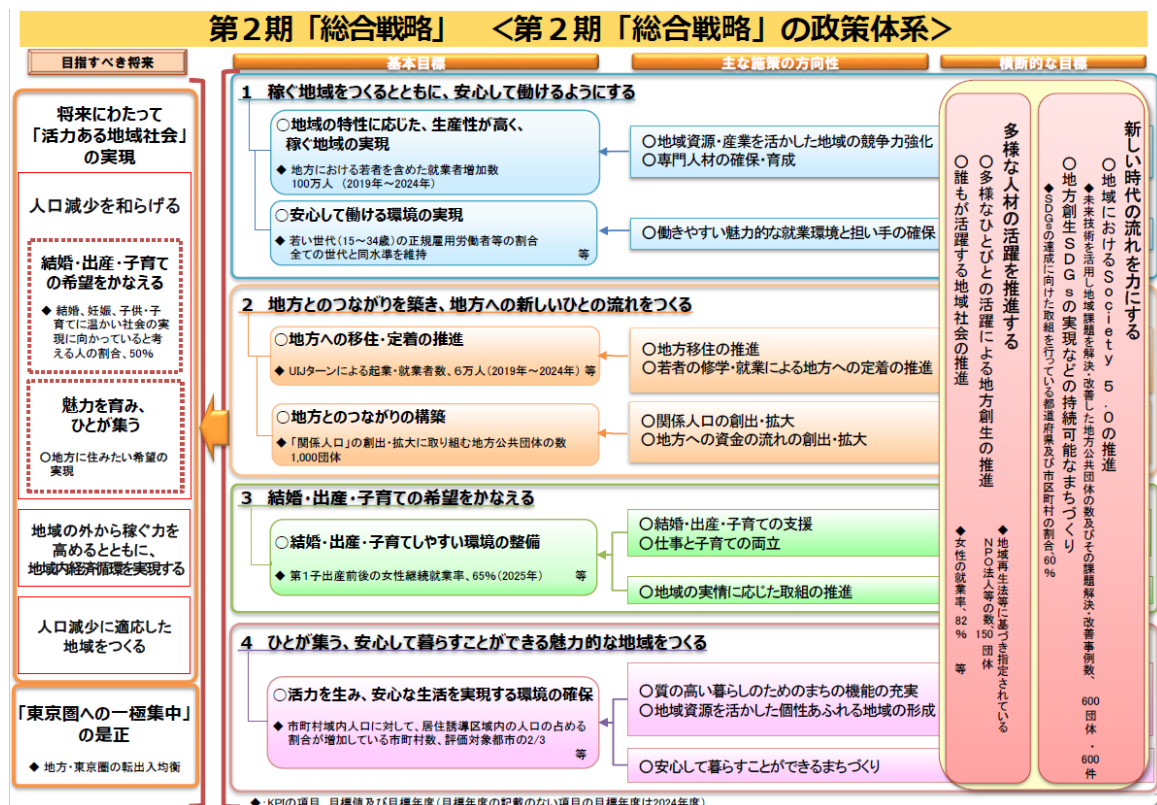
また、国の第2期総合戦略で示された新たな視点に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域経済や生活への大きな影響が生じたことへの対応、また地方移住への関心の高まりや働き方の多様性など、国民の意識や行動にも大きな影響が及んでおり、それらを含んだ内容とします。

なお、本市の総合計画の目指す将来像や多くの施策が重複していることから、第2期総合戦略は、総合計画後期基本計画に包含し、一体として策定します。ただし、総合計画後期基本計画の施策の中で、総合戦略として取り組む事業を明確化し、主要事業単位で重要業績指標（以下、KPI：Key Performance Indicators）を設定して、進捗管理を行うこととします。

2 国の第2期総合戦略との整合

本市の総合戦略を効率的かつ実効性を高めて進めていくために国の総合戦略で掲げる目指すべき将来、基本目標などを共有し、計画内容を整合して策定します。なお、国の第2期総合戦略の政策体系および新たな視点は、次の通りです。

（1）国の第2期の政策体系



出典：内閣官房・内閣府 総合サイト

(2) 国の第2期における新たな視点

① 地方へのひと・資金の流れを強化する

- ◆ 将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大
- ◆ 企業や個人による地方への寄附・投資等を用いた地方への資金の流れの強化

② 新しい時代の流れを力にする

- ◆ Society5.0の実現に向けた技術の活用
- ◆ SDGsを原動力とした地方創生
- ◆ 「地方から世界へ」

③ 人材を育て活かす

- ◆ 地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援

④ 民間と協働する

- ◆ 地方公共団体に加え、NPOなどの地域づくりを担う組織や企業と連携

⑤ 誰もが活躍できる地域社会をつくる

- ◆ 女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現

⑥ 地域経営の視点で取り組む

- ◆ 地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント

(3) 国の令和2年度改訂内容の反映

これまでの地方創生の取組を着実に行うとともに、特に地域経済や生活への影響、国民の意識・行動変容など、感染症によるさまざまな影響について、地方創生有識者懇談会においてとりまとめられた内容を反映します。なお、具体的な取組方針は次の通りです。

- ① 感染症が拡大しない地域づくりと感染拡大が生じた場合の対応強化に取り組む
- ② 地方においてテレワークを着実に定着・拡大させる
- ③ 内外の人材を活用して地域経済・社会を活性化する
- ④ 地方のデジタル化を推進する

3 総合戦略の業績指標（年次目標）と進行管理および検証

総合計画に掲げる主要事業において、総合戦略の重要項目である「まち」「ひと」「しごと」の各分野で重点的に取り組む事業に対し、その効果を客観的に検証できる重要業績指標（KPI）を設定します。KPIの目標年次は令和7年度としますが、各年度別の数値目標を設定します。なお、総合戦略KPIについては、別冊「見附市第2期総合戦略KPI一覧」を作成し、進行管理することとします。

また、進行管理および検証は、庁内の行政評価委員会と外部有識者等で構成するまちづくり総合会議で行い、成果指標の進捗に対する検証と会議意見などに基づき、必要に応じて指標の追加や目標値の修正等について柔軟に対応するものとします。概ね2年に1回の頻度でKPI全体の見直しを行いながらPDCAサイクルで目標が達成されるよう進めます。